

## **エ 教員研修講座や校内研修支援の実施**

総合教育センターでは、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図ること等を目的として、教員を対象に、授業改善等に向けた研修講座や校内研修支援を実施しています。

今後は、教職員の大量退職等に対応し、学校組織の中核となる中堅教職員を育成するための研修、若手教職員の指導力の向上やベテラン教職員の活用を図るための研修の充実を図ります。

また、校内研修支援については、授業改善、生徒指導、教育相談等、児童生徒の実態や学校のニーズに応じた継続的な支援を強化します。

## **オ 生徒指導研修の実施**

総合教育センターでは、生徒指導上の諸問題を把握し、解決を図るための研修や、初任者及び経験者研修における生徒指導や教育相談に関わる講義等を実施しています。

今後は、教職員が児童生徒の貧困問題等にも目を向けられるよう、講義の中で、問題行動への対応として、スクールソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の関係機関との連携についても取り上げ、該当する児童生徒の早期発見や早期対応に結びつけます。

### **(2) 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携**

#### **ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築**

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられることにより、生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

今後は、関係機関との有機的な連携体制の構築を目指す中で、家庭の状況に応じて、学校との連携を推進していきます。

#### **イ 要保護児童対策地域協議会を中心とした学校と福祉関係機関との連携**

本県では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、すべての市町村が要保護児童対策地域協議会を設置しています。

支援が必要な子どもについて、関係機関のはざまで支援が行われないといった事例のないよう、要保護児童対策地域協議会を中心に学校と児童相談所、福祉事務所、民生委員・児童委員等が連携して適切な支援に結びつけるよう取り組んでいきます。

#### **ウ 外部専門家を活用した福祉関係機関等との連携**

心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーのもつ専門性と外部性を生かし、学校の相談機能を高めていきます。

また、各学校に配置されているスクールカウンセラーや学校の教職員にも福祉の視点をもった支援ができるようにするために、スクールソーシャルワーカーを講師とした研修や会議等を開催していきます。

このほか、青少年会館において実施する青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）による相談及び体験活動を通じ、児童生徒の自立支援等を行います。

#### **エ 特別支援学校における関係機関との連携**

特別支援学校においては、医療、福祉、保健等の分野の関係機関との連携により個別の教育支援計画を作成し、児童生徒一人一人への支援、家庭支援を充実させていきます。

#### **オ その他関係機関との連携**

居住実態が確認できない児童について、市町村や学校、児童福祉関係機関、民生委員・児童委員、母子保健関係機関等が速やかに情報共有を図り、要保護児童対策地域協議会を活用して各機関と連携して実態把握に努めています。

児童相談所も積極的に協力し、虐待のおそれがある場合には、出頭要求や臨検捜索等の活用・警察への行方不明届けの提出等の対応により、児童の安全の確保に努めます。

また、無戸籍の学齢児童生徒が適切に就学できるよう、市町村や法務局、民生委員・児童委員等関係機関と連携し周知を図り、世帯全体を必要な支援に結びつけるよう努めます。

### **（3）食事の確保と食育の推進**

#### **ア 教育扶助、就学援助制度による学校給食費の補助**

教育扶助による要保護児童に対する学校給食費の補助及び就学援助制度による準要保護児童生徒に対する学校給食費の補助を実施しています。

また、朝・夕食や休暇中の食事が、児童の健康保持・増進に必要な栄養量が確保されているかどうか、要保護児童対策協議会等を通じ、学校と福祉関係機関が連携して見守る体制の整備を進めます。

## イ 学校現場における食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学級活動や関連する教科等の授業の中で指導を行っています。

今後は、朝食を全く摂らない等の小中学生等の食生活の改善や学校給食における地産地消の推進に向け、栄養教諭等を中心として、教育活動全体で食育を推進するとともに、実践的な調査・研究を行うモデル地域を指定し、その先進的な取組事例や指導方法を研修会等で伝達・普及することにより、教職員の指導力向上を図り、郷土食や地場産物活用による食育を推進します。

## (4) 高等学校等における就学継続のための支援

### ア 高等学校中途退学の防止

退学理由で大きな割合を占める「学校生活・学業不適応」の未然防止策として、1年生を中心とした適応指導を充実させることや、授業改善を図り、わかる授業、生徒が学ぶ意義を感じられる授業の実践に努めています。

また、生徒指導に長けた元教員等を生徒指導に困難を抱える県立高等学校に配置し、生徒指導に関する業務を支援することにより、問題行動や中途退学の減少を図っています。

今後とも、すべての生徒が学校や家庭での居場所を見つけ、安心して学校生活を送ることができるよう努めます。

### イ 高等学校等中途退学者等に対する継続した支援の実施

中途退学した者が社会的に孤立することのないよう、「群馬県子ども・若者支援協議会」では、地域若者サポートステーション、青少年会館等の相談・支援関係機関と連携して、就労・就学等に関する切れ目のない支援に取り組んでいます。

今後、高等学校中途退学者が社会的に孤立し、ニートやひきこもりにならないよう関係機関と連携した取組を一層充実させていきます。

### ウ 学び直しの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合で、就学支援金の上限月額を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、制度の対象となり得る生徒を積極的に支援します。

### エ キャリア教育の充実

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果しながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。この視点に立って、日々の教育活動の中で展開されるキャリア教育について、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の実践を図ります。